

災害に係る被災者支援制度 一覧

NO	制度の名称	適用条件（全て災害による）	支援内容	手続窓口
1	市民税の減免	①死亡、障害者になった者 ②住宅か家財の損害額が3/10以上で、前年の所得が1,000万円以下の者 ③農作物の損失額が平年収入額の3/10以上で、前年の所得が1,000万円以下の者	①死亡 未到来納税額の全部を免除 障害者 未到来納税額の9/10を軽減 ②未到来納税額の全部～1/8を軽減 ③未到来納税額のうち農業所得に係る所得割額の全部～2/10を軽減 ※未到来納税額とは、災害を受けた日以後に納期限の到来する税額	税務課 課税係 72-9117
2	固定資産税の減免	著しく価値を減じた固定資産で、 ①土地 埋没、流失した面積が2割以上 ②家屋・償却資産 焼失、損壊などで価値が2割以上減じたもの	①・②損害の程度により、災害を受けた日以後に納期限が到来する税額の4/10～全部を軽減	税務課 固定資産係 72-9118
3	市税と国民健康保険税の徴収猶予	納税者か特別徴収義務者が、震災、風水害、火災などで被害を受けた、または盗難にあったとき。	申請者の被害状況を考慮して、市税と国民健康保険税の徴収を猶予することができる。猶予した金額は分割して納めることができる。 ①猶予期間 1年（最長2年以内で申請により延長できる） ②猶予金額 納めることが難しいと認められる額 ③猶予期間中に対応する延滞金は、全部を免除	税務課 収納係 72-9188
4	国民年金保険料の免除	災害で、住宅、家財その他の財産につき被害金額が、その価格のおおむね1/2以上の損害を受けたとき	保険料が全額免除 一部免除も希望できる	保険年金課 72-9121 日本年金機構 唐津年金事務所 72-5161
5	国民健康保険税の減免	①災害により障害者になった人 ②災害により行方不明となった人 ③災害により住宅、家財に3/10以上の損害を受け、前年中の合計所得金額が1,000万円以下の人 ④事業収入の損失額が平年の3/10以上で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下（事業所得以外の所得が400万円以下）の人	保険税の減免割合 ①9/10 ②納税義務者の場合 全部 世帯の被保険者の場合 世帯全員での国保税額と行方不明者を除いた国保税額との差額 ③損害の程度と合計所得に応じて 全部～1/8 ④合計所得に応じて 全部～2/10	保険年金課 72-9123
6	国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予	①災害により死亡し、又は心身に障害を受けたとき ②災害により資産に重大な損害を受けたとき	(減免及び徴収猶予の期間) 申請月を含め6ヶ月以内 (減免) 徴収猶予の期間満了後、要件に応じて行う ①100～70%減額 ②100～50%減額	保険年金課 72-9123
7	後期高齢者医療保険料の徴収猶予・減免 後期高齢者医療に係る一部負担金の減免等	①災害により死亡し、又は心身に障害を受けたとき ②災害により資産に重大な損害を受けたとき	(減免及び徴収猶予の期間) 申請日から6ヶ月以内 (減免) 徴収猶予の期間満了後、要件に応じて行う ①100～70%減額 ②100～50%減額	保険年金課 72-9123
8	災害弔慰金	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に規定する災害で死亡した市民の遺族	死亡者が ①主たる生計維持者の場合 500万円 ②その他の場合 250万円	福祉総務課 72-9252
9	災害障害見舞金	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に規定する災害で負傷し、または疾病にかかり、治ったときに精神または身体に障がいがある市民	障がい者が ①主たる生計維持者の場合 250万円 ②その他の場合 125万円	福祉総務課 72-9252
10	災害援護資金の貸付け	災害救助法による救助が行われる災害により負傷し、または住居・家財に被害を受けた当時、唐津市に住所があった世帯の世帯主	①被害内容に応じて 150万円～350万円 ②償還期間 10年(うち3年か5年据置期間) ③利率 保証人あり：無利子 保証人なし：年1% (据置期間中は無利子) ※災害救助法の適用を受けた場合のみ	福祉総務課 72-9252
11	り災者に対する見舞金等	①住家の全壊、全焼、全流失の世帯 ②住家の半壊、半焼、半流失、一部損壊、床上浸水の世帯 ③生計中心者が負傷し、1月以上の入院を要する世帯 ④死亡者を出した世帯	①1世帯当たり 10万円 ②1世帯当たり 5万円 ③1世帯当たり 3万円 ④死亡者1人当たり 10万円	福祉総務課 72-9252
12	児童手当の特例	①災害などやむを得ない事情で手続きができなかった人でやむを得ない事情が終わって15日以内に認定の請求をした人 ②災害などで被害を受けたなど特別の事情がある人	①災害などやむを得ない事情で手続きができなくなった月の翌月から児童手当の支給を始める ②提出が必要な書類を省略する、代わりになる書類にかえることができる	子育て支援課 72-9151

災害に係る被災者支援制度 一覧

NO	制度の名称	適用条件（全て災害による）	支援内容	手続窓口
13	児童扶養手当の特例	①災害などやむを得ない事情で手続きできなかった人が、やむを得ない事情が終わって15日以内に認定の請求をした人 ②災害などで財産に1/2以上の被害を受けた人 ※被害財産は、所得税法の控除対象になっている配偶者や扶養親族が所有しているものも含む。 ※被害額は、保険金、損害賠償金などで補てんされた額を差し引いて計算する。	①災害などやむを得ない事情で手続きができなくなった月の翌月から児童手当の支給を始める。 ②災害などで被害を受けた月から7月までの手当額には所得制限が適用されない。損害を受けた年の所得が所得制限額を超えた場合は支給された手当を返還する。 ③提出が必要な書類を省略するか、代わりにする書類にかえることができる。	子育て支援課 72-9151
14	保育料の減免	災害などで財産に1/2以上の被害を受けた人 ※被害財産は、所得税法の控除対象になっている配偶者や扶養親族が所有しているものも含む。 ※被害額は、保険金、損害賠償金などで補てんされた額を差し引いて計算する。	保育料を損害の程度に応じて1/8～全額を減免	子育て支援課 72-9151
15	介護保険料の減免	①住宅か家財に3/10を超える損害を受け、かつ、前年の合計所得が1000万円以下の者 ②災害で死亡したとき、行方不明になったとき、障害者になったとき ③事業収入が被災して著しく減少したとき	保険料の減免割合 ①損害の程度と合計所得に応じて 1/8～全額 ②死亡、行方不明 全額 障害者になったとき 9/10 ③合計所得に応じて 2/10～8/10	高齢者支援課 70-0101
16	介護保険利用者負担額の減額・免除	住宅や家財に3/10を超える損害を受け、かつ、前年の合計所得が1000万円以下の者	損害の程度と合計所得金額の区分に応じ、92/100～100/100を減免	高齢者支援課 70-0102
17	介護保険料の徴収猶予	①住宅か家財に3/10を超える損害を受け、かつ、前年の合計所得が1000万円以下の者 ②災害で死亡したとき、行方不明になったとき、障害者になったとき ③事業収入が被災して著しく減少したとき	保険料の徴収を猶予 猶予期間 申し出の内容によって最大6か月	高齢者支援課 70-0102
18	市営住宅 ①目的外使用 ②特定入居 ③家賃減免	①住宅を失った者 ②住宅を失った者で市営住宅の入居資格を満たしている者 ③家賃の減免：住宅の減失又は撤去	①1年以内の入居期間で使用料の減免あり ②入居期間に制限なし、使用料の減免あり ③家賃の1/4～3/4減免、家賃3,000円	建築住宅課 72-9139
19	下水道事業受益者負担金の徴収猶予	災害、盗難などで被害を受けた人	下水道事業受益者負担金の徴収猶予 ①猶予期間 1年以内 ②猶予額 申し出の内容に応じて市長が認定	上下水道局 業務課 72-9145
20	り災児童生徒に対する見舞金	全焼、半焼、全壊、半壊、全流失、半流失、埋没又は半没の被害を受けた世帯の児童生徒	就学援助費 新入学用品費相当額	学校支援課 53-7138
21	図書館資料等の減免	①火災のため全焼、半焼の被害を受けた世帯 ②洪水、地震、暴風雨などで全壊、半壊、全流失、半流失の被害を受けた世帯	図書館から借り受けた、図書館資料などの損害賠償を一部か全部を免除する。	近代図書館 72-3467
22	農林漁業セーフティネット資金	・認定農業者 ・認定新規就農者 ・林業経営改善計画の認定を受けた者 ・漁業経営改善計画の認定を受けた者 ・主業農林漁業者等	①災害による経営再建に必要な資金の貸付 ②法令に基づく処分、行政指導に伴う損失により必要な資金の貸付 限度額 600万円 償還期間 10年(うち据置期間3年以内) 貸付利率 0.20%(貸付時の金融情勢で変動)	農協、森林組合、漁業協同組合
23	唐津市有線テレビ使用料の減免	加入者の家屋等が半壊、半焼、床上浸水以上の被害を受けたとき	使用料 全額免除（災害認定日から3か月以内）	情報政策課 有線テレビ係 72-9221

※詳細は、手続き窓口にお尋ねください。